

# 求人者マイページが開設できます。

- ◆令和2年1月にハローワークのシステムが変わり、**より多くの求職者の方々に、より詳しい求人情報や事業所情報を提供**できるようになります。
- ◆ハローワークへの来所による求人申し込み方法に加え、「求人者マイページ」を開設することにより、インターネットによる求人申込みや様々なサービスが利用可能となります。

## 求人者マイページでできること

- ◆求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、求職者の募集・採用選考を行うことを希望する求人者を対象に、募集、選考活動に必要なサービスを提供するものです。
- ◆求人者マイページを開設すると、求人の申込み（仮登録）や求人内容の変更のほか、求人応募者を管理したり、求職情報を検索したりすることができます。

## 求人者マイページの主な機能

- (1) 事業所情報の編集が可能  
ハローワークに登録してある事業所情報の編集が可能です。
- (2) 求人の申込み（仮登録）及び変更等が可能  
求人の申込みや、現在提出してある求人内容の変更等が可能です。
- (3) 応募者管理の機能  
紹介された応募者の一覧及び応募者詳細や紹介状の表示、求人者マイページを利用した有効求人に係る安定所への選考結果の連絡をする機能です。
- (4) 求職情報検索の機能  
求職公開を希望する求職者の情報を検索する機能
- (5) 求職者とのメッセージのやりとり  
安定所での紹介後、求職者との間で、直接、面接の調整、採否等の連絡をメッセージで行うことができます。
- (6) 安定所からのメッセージの受信機能

※求人が有効中の期間に利用できる機能です。



## 求人者マイページの開設の流れ

1

- 事業所等のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスします。

2

- ログイン用アカウント(メールアドレス・パスワード)を設定します。

3

- 事業所情報・求人情報を仮登録します。(求人申し込み)

4

- ハローワークに来所し、事業所情報・求人情報を本登録します。(求人受理・公開)※アカウント登録後14日以内

5

- 求人者マイページを開設します。

※ハローワークに来所して求人者マイページを開設することも可能です。  
※開設する際は、メールアドレスが必要です。

## 求人申し込みの際し、マイページに登録後、来所が必要な場合があります。

- ①初めてマイページを通じて求人の申込みをする場合
- ②初めて障害者雇用専用求人を申込みする場合
- ③初めてトライアル雇用求人を申込みする場合
- ④初めて障害者トライアル雇用求人を申込みする場合
- ⑤過去1年間にハローワークに求人を申し込んでいない場合
- ⑥派遣・請負求人を申込みする場合

